

法指第1059-15号
平成22年 3月31日

各法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター
(集団発生) サーベイランスへの協力について

標記については、平成21年12月14日付け「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について」において協力をお願いしていたところですが、平成22年3月26日付けで厚生労働省より事務連絡があり、今後のサーベイランス体制について、「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制等について(三訂版)」(厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局。)(別添)のとおりとされ、クラスター(集団発生)サーベイランスについては休止することとなりましたので、お知らせします。

なお、社会福祉施設等の施設長等は、発症者の人数を問わず公衆衛生対策上必要な相談は、適宜、保健所に行うことができます。

今後とも新型インフルエンザについて、各法人様におかれましても各関係機関と連携いただき、引き続き適切な対応をお願いします。

(参考)

- ・ 大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ
(社会福祉法人等への通知文書等)

http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

(本件連絡先) 大阪府福祉部地域福祉推進室 法人指導課 監理 G TEL 06-6944-6663 FAX 06-6944-1982
--